

國際私法學會規約

第一章 總 則

(名稱) 第一條 本會は、國際私法學會と稱する。

(事務所) 第二條 本會の事務所は、東京都文京區本富士町一番地東京大學法學部研究室に置く。

第二章 目的及び事業

(目的) 第三條 本會は、國際私法の研究及びその研究者相互の協力を促進し、あわせて外國の學界との連絡及び協力を圖ることを目的とする。

(事業) 第四條 本會は、前條の目的を達成するため、左の事業を行う。

- 一、研究者の連絡及び協力の促進
- 二、研究會及び講演會の開催
- 三、機關誌その他圖書の刊行
- 四、外國の學界との連絡及び協力
- 五、前四號に掲げるもののほか、理事會が適當と認めたる事項

第三章 會 則

(會員の資格) 第五條 國際私法又はこれに關連する研究に従事するものは、本會々員となることができる。

(入會) 第六條 會員にならうとする者は理事會に申込み、その承諾を受けなければならない。

(會費) 第七條 會員は總會の定めるところにより會費を納めなければならない。

(名譽會員) 第八條 國際私法學の發達に特に功勞ある者は總會の決議をもつて名譽會員に推薦することができる。

第四章 機 關

(役員) 第九條 本會に左の役員を置く。

一、理事 若干名 うち一名を理事長とする。

二、監事 若干名

(理事及び監事の選任) 第十條 理事及び監事は、總會において選任する。

(任期) 第十一條 理事及び監事の任期は二年とする。

補缺の理事及び監事の任期は、前任者の殘存期間とする。

(理事長) 第十二條 理事長は、本會を代表する。

理事長に故障がある場合には、理事長の指名した他の理事が、その職務を代行する。

(理事) 第十三條 理事は、理事會を組織し、會務を執行する。

(監事) 第十四條 監事は、會計及び會務執行の状況を監査する。

(總會) 第十五條 理事長は、毎年一回、會員の通常總會を招集しなければならない。

理事長は、必要があるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。

總會員の五分の一以上の者が、會議の目的たる事項を示して請求したときは、理事長は臨時總會を招集しなければならない。

(議決權) 第十六條 總會の議事は、出席會員の過半数をもつて決する。

總會に出席しない會員は、書面により、他の出席會員にその議決權の行使を委任することができる。

第五章 規約の變更

(規約の變更) 第十七條 本規約を變更するには、總會に於ける出席會員の三分の二以上の賛成を得なければならない。